

全国統一的な基準で管理、これまで以上に多くの調査

稼働無申告法人に照準、 悪質事案への調査強化

課税当局が稼働無申告法人に対する調査を強化しているもようだ。令和8事務年度の法人課税事務運営には調査必要度が高い法人を全国統一的な基準で管理し、これまで以上に多くの悪質な稼働無申告法人に厳正に調査を実施する方針が示されている。増加する稼働無申告法人の大部分が5年未接触法人であることを令和7事務年度中から問題視していた東京局は、調査筆頭部門及び一般調査部門の稼働無申告法人に係る実地調査の計画件数を変更し、取組を強化している。大阪局は、KSK2導入で削減された内部事務量を稼働無申告法人の調査に投下し、調査事績の向上につなげる構えだ。

無申告法人に係る事務運営に変化

課税当局は法人税調査において消費税還付申告法人、海外取引法人等、無申告法人への対応を重点課題とし、例年、各事案の調査実績を公表している。また、「令和8事務年度における課税部（部門）の事務運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）」（以下、「課税部特留」という）は、法人課税部門が実施する一般同時調査の選定について、予測モデルにより高リスクと判定された法人を優先的に検討するほか、消費税不正還付が想定される法人、重点管理対象法人等の大口・悪質な不正計算が想定される法人、稼働無申告

法人等、リスクスコアにかかわらず調査必要度が高い法人についての的確に調査を実施するとしている。

このように稼働無申告法人は課税当局のターゲットとされているが、令和8事務年度の課税部特留では稼働無申告法人の調査に係る記載内容が前年から変化した点が注目されるところだ。具体的には、調査必要度が高い法人を全国統一的な基準で管理し、これまで以上に多くの悪質な稼働無申告法人に対し厳正かつ的確に調査を実施することが明記された（下記参照）。



R8事務年度課税部特留・法人課税関係「無申告法人に対する取組」（一部）

マスコミ情報、インターネット情報、民間調査機関情報及び地方税当局から入手した情報のほか、センターや徴収部門など他部課（部門）と連携して資料情報の収集・蓄積に積極的に取り組むことにより、事業実態の把握や潜在化した調査必要度の高い稼働無申告法人の掘り起こしに努め、専担者等を設置するなど、各署の実情に応じて所要の体制整備を図る。

また、調査必要度が高い法人を全国統一的な基準に基づき管理した上で、必要な調査事務量を適切に見積もり、これまで以上に多くの悪質な稼働無申告法人に厳正かつ的確に調査を実施する。

※下線は編集部